

## ○丸亀市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付要綱

(令和元年 5 月 17 日告示第 1 号)

改正 令和 2 年 2 月 17 日告示第 3 号

(目的等)

第 1 条 この補助金は、東京圏から丸亀市への移住に要する経費を補助することにより、丸亀市への移住及び定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

2 丸亀市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、丸亀市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 44 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住支援事業 国の地方創生推進交付金（移住・起業、就業タイプ）（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。

(2) j o b ナビかがわ 香川県が管理する就職マッチングサイトをいう。

(3) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型） 交付金を活用して香川県が交付する起業者のための補助金をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件又は起業に関する要件を満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 丸亀市へ住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上東京 23 区に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、

東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 丸亀市へ住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3 か月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。）。

(2) 移住先に関する要件 次のアからウまでのいずれにも該当すること。

ア 平成 31 年度の交付金の交付決定がされた日以降であって、県において移住支援事業の詳細が、かがわ移住支援ポータルサイト「かがわ暮（ぐ）らし」で公表された日以降に、転入したこと。

イ 補助金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であること。

ウ 丸亀市に、補助金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからオまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。）であること。

ウ 補助対象者が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した県税及び市税を完納していること。

エ 補助対象者を含む全ての世帯員が、丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金及び丸亀市新婚新生活支援事業補助金を受給していないこと。

オ その他、市長が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 第 1 項の「就業に関する要件」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当することをいう。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 就業先が、香川県が移住支援事業の対象として j o b ナビかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人（以下「移住支援事業対象法人」という。）であること。

(3) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(4) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援事業対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して 3 か月以上在職していること。

(5) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。

ア 補助対象者が、県が移住支援事業の対象としてj o bナビかがわに掲載している求人に応募した場合 県が当該求人を移住支援事業の対象としてj o bナビかがわに掲載した日

イ 補助対象者が、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 他の都道府県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日

(6) 移住支援事業対象法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項の「起業に関する要件」とは、補助金申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を受けていることをいう。

5 補助対象者は、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年度の交付金の交付決定がされた後であって、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に、転入したこと。

(4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

(5) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象者に対し、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丸亀市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を市長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書又はその写し（提示により本人確認できる書類）
- (2) 移住元の住民票の除票の写し等（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）
- (3) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- (4) 申請者が第3条第3項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書（様式第2号）
- (5) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた者の場合）
- (6) 開業届出済証明書等、移住元での在勤地を確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）
- (7) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合）
- (8) 申請者が第3条第4項の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定通知書の写し
- (9) 香川県税に滞納がないことを証明する書類（2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯員全員の滞納がないことを証明する書類）
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類  
(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、丸亀市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、丸亀市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金請求書（様式第4号）により、市長に補助金を請求するものとする。  
（交付決定の取消等）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、市長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に、丸亀市から転出した場合
- (2) 補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合
- (3) 第3条第4項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定を取り消された場合
- (4) 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、丸亀市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、通知するものとする。

3 補助金受給者は、市長が居住確認のための立入調査等を行う場合は、これに応じなければならない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（様式第6号）を提出しなければならない。

5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者が香川県内の他市町に転出する場合は、交付決定の取消等を行う必要はないものとする。この場合、補助金受給者は、市長に対し転出報告書（様式第7号）を提出しなければならない。なお、転出した後、さらに別の市町村に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。

6 前項の規定に基づき、転出報告書を提出した補助金受給者は、補助金の申請日から5年間の間、毎年度、3月1日から同月31日までに、市長に現況届（様式第8号）を提出しなければならない。ただし、補助金受給者が3月1日から同月31日までの間に転出した場合は、当該年度の現況届の提出は省略することができる。

7 市長は、補助金受給者から前3項に規定する書類の提出がない場合、第3項に規定する立入調査等を拒否した場合等で補助金受給者の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

(返還請求)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、丸亀市東京圏UJIターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

3 この条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額

(2) 補助金の申請日から3年未満で県外の市区町村に転出した場合 全額

(3) 補助金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合 半額

(4) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(5) 第3条第4項の起業等スタートアップ支援補助金(地域課題解決型)の交付決定を取り消された場合 全額

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和元年5月17日から施行する。

附 則(令和2年2月17日告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年2月17日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第2項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。